東京弁護士会　入会手続案内

（現行64期司法修習終了予定　弁護士名簿登録希望者各位）

1．入会手続

入会受付期間	**平成23年5月23日（月）～6月3日（金）　17：00【必着】** ●書類は、必ず**郵送（書留）**でご提出ください。**郵送料は各自でご負担ください。** ●角型2号の封筒を使用し、封筒には差出人住所・氏名を忘れずにご記入ください。 ●期限が過ぎたものは一切受け付けません。入会審査の都合上、できる限り早めに提出をお願いします。なお、登録番号の付番は当会への書類到着順になります。期限を過ぎて申し込みをされる方は、必ず入会申込係まで事前にご連絡をお願いします。一斉登録日に間に合うかどうかはお約束できかねます。 ●**弁護士登録は弁護士会を通じて行います。日弁連用書類も当会にご提出ください。** ※書類提出前に、必ず「提出書類チェックシート」で記入内容を確認し、書類の不備・誤りがないようにしてください。
弁護士名簿登録日	平成23年8月25日（木）（司法修習終了証書交付日の翌日）
提出書類 ※書類入手先及び書類記入方法は p.2 以降を確認のこと。	①　東京弁護士会入会申込書（1部） ②　弁護士名簿登録請求書（日弁連提出用・弁護士会控各1部）**【日弁連提出用所定欄に6万円分の収入印紙を貼付】** ③　履歴書（日弁連提出用・東弁用各1部）【写真貼付】 ④　履歴書に罰の記載のある方は、上申書（日本弁護士連合会会長宛1部、東京弁護士会会長宛各1部） ⑤　弁護士法第7条各号、第12条第1項各号及び第2項に該当しないことの誓約書・弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書（日弁連提出用・弁護士会控各1部） ⑥　戸籍謄本、戸籍抄本又は氏名・本籍・生年月日の記載がある戸籍記載事項証明書（原本2部） ⑦　本籍地市区町村発行の身分証明書（原本2部） ⑧　後見登記等ファイルに登記されていないことの証明書（原本2部） ⑨　連絡先回答書（1部） ⑩　日弁連弁護士名簿登録料・東京弁護士会入会金の払込票兼受領書の写し貼付用紙（1部）**【郵便振替で6万円を納入の上、払込票兼受領書の写しを貼付】** ⑪　新規登録弁護士雇用届出書（1部） ＊企業内弁護士の方は新規登録弁護士研修協力確認書（1部） ⑫　弁護士記章改造希望届（希望者のみ）（1部） ⑬　職務上の氏名の届出書・使用許可申請書（希望者のみ）（1部） ⑭　日弁連・法曹養成制度調査票
書類提出先	〒100－0013　東京都千代田区霞が関1－1－3　弁護士会館6階 東京弁護士会　入会申込係
問合先	●入会・登録手続について：事務局会員課入会申込係 TEL 03-3581-2203（平日 9:00～17:00）　FAX 03-3581-0865 ※　一斉受付期間を過ぎて入会申込をする場合、異なる書類があります。郵送しますので、お問合せください。 ●新規登録弁護士研修・新規登録弁護士雇用届出書について：事務局総務課 TEL 03-3581-2204（平日 9:00～17:00）　FAX　同上

2. 書類に記入する前に【毎年以下のミスが見られます。訂正の対象になりますのでご注意ください】

●氏名は旧字・異体字等を省略せず、戸籍謄本等のとおり記入してください。（外国籍の方についても同様です）

●本籍は番地等を「－」等で省略せず、戸籍謄本等のとおり記入してください。漢数字は数字に直しても構いません（例：参拾弐番地→32 番地）。

●氏名・本籍の戸籍上の文字が旧字・異体字等の場合、パソコンで入力できないことがあります。その場合は、戸籍謄本等のとおり手書きで記入してください。略字等による入力は一切不可。

● 登録日までに結婚等で姓が変わる場合には、登録日の８月２５日時点の姓で記載すること。その旨を付箋等メモでお知らせください。

書類のうち以下⑥の戸籍謄本、戸籍抄本又は氏名・本籍・生年月日の記載がある戸籍記載事項証明書のうちいずれか、⑦身分証明書、⑧後見登記ファイル等に登記されていないことの証明書は、提出時時点のもので取得して提出してください。後日姓が変わったもので再度ご提出いただきます。

なお、⑥～⑧の書類の追完が登録日までに間に合わない場合は、書類記載の姓の訂正等お願いすることになりますので、書類に使用した印鑑をお持ちの上、来会していただきます。詳細は係までお問い合わせください。

●住所はすべての書類に同一の住所をご記入ください。また、番地表記も統一してください。

●印鑑はすべての書類に同一の印鑑を使用してください。シャチハタ等のスタンプ印は不可。印影が不鮮明な場合は、印影が明瞭になるよう近くに再度押印してください。

●記入内容の訂正は、二重線で削除し訂正した上で、書類に使用している印鑑と同一の印鑑で押印してください。文字を挿入する場合も、該当箇所に押印してください。

●携帯電話の番号は電話番号として登録できません。固定電話がない場合は、空欄にしてください。「電話番号登録なし」の扱いとなります。

●履歴書の職歴・賞罰欄は、ない場合には「なし」と明記してください。空欄不可。

3. 提出書類に不備又は訂正があるとき

入会申込者ご本人にご連絡します。書類に使用した印鑑をお持ちの上、来会していただきます。

4. 提出書類記載上の注意事項 （必要部数は日弁連用・当会用を両方あわせた部数です）

提 出 書 類	書類入手先	注 意 事 項 等
①東京弁護士会入会申込書（1部）	東弁 HP	◆ 記入に際しては、②弁護士名簿登録請求書の注意事項を参照 ◆ 記入内容は、すべて②弁護士名簿登録請求書と統一すること（氏名、本籍、事務所及び自宅の表記） ◆ 紹介会員（当会会員に限る。1名でも可。）がいる場合は署名・捺印をもらう。 紹介会員がいない場合は、空欄で結構です。 ◆ 電話番号は携帯電話の番号は登録不可。固定電話がない場合は、空欄にする
②弁護士名簿登録請求書（日弁連提出用・弁護士会控各1部）	日弁連 HP	◆ 氏名は、戸籍謄本等のとおり記入(旧字・異体字等の省略不可)。戸籍上の文字が旧字・異体字等の場合、パソコンで入力できないことがあります。その場合は手書きで記入すること（本籍も同じ） ◆ 本籍は、番地等を「－」等で省略せず、戸籍謄本等のとおり記入 ◆ 日弁連提出用所定欄に6万円分の収入印紙を貼付（消印不要） ◆ 事務所住所が未定の場合、弁護士登録はできません（弁護士法 20 条 2 項）。

		◆ 他の弁護士と事務所を共にする場合、日弁連 HP「弁護士情報検索」で、事務所名称・事務所住所（ビル名・階数も）等を確認し、表記を統一すること【問合先：日弁連審査第１課 03-3580-9812】 ◆ 企業内弁護士になる方は、企業名は事務所名の欄ではなく、事務所住所の後に記入（企業は法律事務所ではないため） ◆ 自宅住所は８月２５日時点の住所とする（空欄及び司法研修所の住所は不可。未定の場合は実家等の住所を記入。なお、登録後3ヶ月間は、登録請求書記載事項に変更が生じた場合無料で登録事項変更届を承ります） ◆ 電話番号は携帯電話の番号は登録不可。固定電話がない場合は、空欄にする ◆ 本人控は各自で保管すること
③履歴書 （日弁連提出用・東弁用各１部） **※【注意】** **日弁連 HP に掲載されている履歴書の弁護士会控は提出不要です。**	日弁連提出用は日弁連 HP・**東弁用は東弁 HP**	◆ 氏名は、戸籍謄本等のとおり記入（旧字・異体字等の省略不可）。戸籍上の文字が旧字・異体字等の場合、パソコンで入力できないことがあります。その場合は手書きで記入すること（本籍も同じ） ◆ 本籍は、番地等を「－」等で省略せず、戸籍謄本等のとおり記入 ◆ 写真貼付（タテ4cmヨコ3cm、スナップ写真・プリンター印刷不可。白黒・カラーいずれも可） ◆ 最終学歴【大学（学部・学科）卒業年月日及び法科大学院修了者は法科大学院修了年月日】、司法試験第二次試験合格年月日、司法修習開始年月日・司法修習終了年月日を記入 【参考】 **司法試験第二次試験合格年月日（旧司法試験）** 2008（平成 20）年度　2008 年 11 月 13 日 2009（平成 21）年度　2009 年 11 月 12 日 **司法試験合格年月日（新司法試験）** **＊新司法試験合格者は、履歴書の「司法試験第二次試験合格」の「第二次試験」を二重線で削除し、押印のこと** 2008（平成 20）年度　2008 年 9 月 11 日 2009（平成 21）年度　2009 年 9 月 10 日 **司法修習開始年月日** 現行 63 期　2009 年 4 月 1 日 新 63 期　2009 年 11 月 27 日 現行 64 期　2010 年 4 月 1 日 ◆ 職歴は入社年月日・退社年月日を記入。職歴がない場合は、「なし」と明記。空欄不可。 ◆ 賞罰がない場合は「なし」と明記。罰（刑事処分や公務員としての懲戒処分、注意処分）がある場合は、罰を受けた年月日、内容（罰条又は罪名）、処分（罰金の場合はその額）を記入 ◆ 下方にも署名・押印欄あり ◆ 【注意】日弁連提出用履歴書の司法試験合格年月日記入欄職歴・賞罰欄の記入もれが毎年多数あります。ご注意ください。

④上申書 （日弁連提出用1部・東弁提出用1部） **※ 【注意】** **履歴書に罰のない方は提出不要です。**	所定の書式はなし。	◆ **履歴書に罰（刑事処分や公務員としての懲戒処分、注意処分）のある方は、上申書（日本弁護士連合会会長宛1部、東京弁護士会会長宛1部）の提出**が必要になります。 罰の事実の内容及び情状等参考になる事情を記載してください。 特に所定の書式はありませんので、ご自分で作成してください。
⑤弁護士法第7条各号、第12条第1項各号及び第2項に該当しないことの誓約書・弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書 （日弁連提出用・弁護士会控各1部）	日弁連 HP	◆ 氏名は、戸籍謄本等のとおり記入(旧字・異体字等の省略不可)。戸籍上の文字が旧字・異体字等の場合、パソコンで入力できないことがあります。その場合は手書きで記入すること（本籍も同じ） ◆ 本籍は、番地等を「－」等で省略せず、戸籍謄本等のとおり記入 ◆ 下方にも署名・捺印欄あり ◆ 本人控は各自で保管すること
⑥戸籍謄本、戸籍抄本又は氏名・本籍・生年月日の記載がある戸籍記載事項証明書のうちいずれか **（原本2部・コピー不可）**	本籍地市区町村が発行	◆ 弁護士登録日（8月25日）前4ヶ月以内に交付されたものに限る ◆ 日本国籍を有しない方は、外国人登録法による「登録原票記載事項証明書」の提出をもってこれに代えます
⑦身分証明書 （禁治産者又は準禁治産者でないこと，後見の登記の通知を受けていないこと及び破産者でないことの証明書） **（原本2部・コピー不可）**	本籍地市区町村が発行	◆ 弁護士登録日（8月25日）前4ヶ月以内に交付されたものに限る ◆ 自治体によっては、「身元証明書」と呼ぶ場合があります。 ◆ 日本国籍を有しない方は、日弁連が配布する誓約書（弁護士法第7条4号・5号に該当しない旨）の提出をもってこれに代えます。 （同じものを日弁連用・東弁用合計2部ご用意ください） ※書式は日弁連 HP にあります。⑤の書類とは異なりますので、ご注意ください。
⑧後見登記ファイル等に登記されていないことの証明書 （申請書には氏名・生年月日・本籍を記入し、証明事項のうち「成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと」の証明を受ける） **（原本2部・コピー不可）**	申請書は日弁連 HP	◆ 全国の法務局・地方法務局（戸籍課）窓口で申請可能。郵送による請求は東京法務局民事行政部後見登録課【03-5213-1360】のみの取扱いです。 ◆ 弁護士登録日（8月25日）前4ヶ月以内に交付されたものに限る ◆ はじめに、⑥の戸籍謄本等を取り寄せ、**氏名**（旧字・異体字等の省略不可）・**生年月日**・**本籍**（外国籍の方は登録原票記載事項証明書の記載どおりの国籍）をよく確認してください。そして、「登記されていないことの証明申請書」に、それぞれ戸籍どおりに記入してください。住所の記入の有無は問いません。 ◆ 【注意】 氏名・本籍の誤記や本籍欄の記入もれが毎年多数あります。その場合、証明書はとり直しの上、再提出となりますので、申請にあたっては十分ご注意ください。

⑨連絡先回答書（1部）	日弁連 HP	8月24日までの間、確実に連絡が取れる場所を記入。 ◆ 連絡がつかず書類の訂正ができない場合、予定どおり登録できないおそれがありますので、もれなく記入してください（特に電話）。
⑩日弁連弁護士名簿登録料・東京弁護士会入会金の払込票兼受領書の写し貼付用紙（1部） 【日弁連弁護士名簿登録料3万円・東弁入会金3万円】	東弁 HP	◆ 郵便振替で、下記口座あてに6万円お振込ください。手数料は各自ご負担ください。電信は使用しないでください。 口座番号　00120－9－64997　加入者名　東京弁護士会 通信欄には「日弁連弁護士名簿登録料3万円、東京弁護士会入会金3万円、現行64期」と明記の上、住所・氏名も忘れず記入してください。入金の確認が遅れ、書類の受付ができません。 ◆ 払込票兼受領証のコピーを貼付用紙にお貼りください。 ◆ 払込票兼受領証の原本は領収書の代わりとなりますので、登録が完了するまで大切に保管してください。入会を取り下げる場合等に必要となります。
⑪新規登録弁護士雇用届出書（1部）	東弁 HP	◆ 雇用弁護士の署名・捺印が必要 ◆ 企業内弁護士になる方は、「新規登録弁護士研修協力確認書」の提出をもってこれに代えます。
⑫弁護士記章改造希望届（1部）【ブローチ式・タイタック式への改造希望者のみ・無料】※本来はネジ式 ＊主に女性の方	日弁連 HP	◆ 弁護士には、日弁連から弁護士記章が貸与されます。 ◆ 改造には登録後約 2 ヶ月要します。改造が終了次第ご連絡します。 ◆ 交付後の改造はすべて有料となります。
⑭ 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書（1部）【希望者のみ】	日弁連 HP	◆ 登録番号の欄は未記入のこと ◆ 上段の氏名の欄は戸籍に記載されている氏名を記入 ◆ 該当事由に〇印を付すこと ◆ 所属会は「東京」と記入
⑭ 日弁連・法曹養成制度調査票	日弁連 HP	◆ ご提出にご協力いただけるようお願いします。

5. 日本国籍を有しない方へ

・各書類の本籍欄は、外国人登録法による「登録原票記載事項証明書」記載の「国籍」を記入。
・戸籍謄本等に代わり、外国人登録法による「登録原票記載事項証明書」を提出。
・身分証明書に代わり、日弁連配布の「誓約書（弁護士法第7条4号・5号に該当しない旨）」を提出。

6. その他

次の①②に該当する方は、弁護士登録後、速やかに事務局会員課までお問合せください。

① 企業内弁護士になる方は、弁護士登録後、「営利業務従事届出」を提出。
② 公職に就任される方は、弁護士登録後、「公職就任届」を提出。
③ 弁護士法人に所属する方は、弁護士登録後、別途、弁護士法人から「弁護士法人の変更届出書」の提出が必要です。弁護士法人に対して、一言お声がけをお願いします。

7. 入会後の日程

※弁護士名簿登録日（8月25日）に当会にお越しいただく必要はありません。登録番号が決定するのは8月25日午後以降の見込みです。登録番号が決定する前は、窓口における諸手続はできかねます。

日時	行事	本人出席の要否
9月7日（水） 9月の新規登録弁護士研修終了後	登録通知・弁護士記章交付 ※記章改造希望者は登録通知のみのお渡しとなります	必須（代理人不可） ※印鑑と身分を証明するもの（運転免許証・健康保険証など）をお持ちください。
9月7日（水） 12月22日（木） 9:45～17:10	新規登録弁護士研修 新入会員宣誓式	必須（代理人不可）
平成24年1月6日（金） 18:30～	新入会員歓迎会 （於：弁護士会館2階講堂クレオ）	要（できる限りご出席ください）

8. 会費について

64期新入会員の平成23年度東弁会費、日弁連会費、新会館臨時会費は、下記のとおりです。

東弁会費（月額）	新会館臨時会費（月額）	日弁連会費（月額）	日弁連特別会費（月額）	合計（月額）
5,000円	5,000円	7,000円	6,200円	23,200円

※ 新会館臨時会費　《総　　額》金50万円（月額5,000円）
《納付期間》入会月から8年4ヶ月を経過する日まで（100ヶ月）

会費は便利な口座振替をご利用ください。

(1)支払方法　銀行口座振替

（指定銀行）三菱東京UFJ・三井住友・みずほ・りそな

（振　替　日）毎月15日（休日の場合は、翌銀行営業日）

※振替当日、残高不足等のため振替不能の場合は、翌月15日に前月分と合わせて振替をさせていただきます。その際には、その旨文書にてご連絡します。

(2)会費引落口座の届出

入会後に配布する当会所定の「預金口座振替依頼書（2枚複写）」にご記入、ご捺印（銀行届出印2箇所）の上、当会財務課にご提出ください。銀行お手続完了後の最初の月に入会月からの分を合算してお引落させていただきますので、ご了承ください。翌月以降は、毎月ひと月分ずつお引落となります。

(3)領収証について

銀行口座振替の場合、領収証は毎月発行いたしておりません。

毎年1月に、前年の1月から12月までの間、お支払いただいた会費につき、申告用として「会費納入済証明書」をお送りします。

会費、新会館臨時会費は、税務処理上、必要経費として計上できますので、税務申告の際の証明として、大切に保管してください。

会費に関する問合先：事務局　財務課　TEL 03-3581-2208

9. 会務活動の義務について

（1）毎年度（4月1日～翌年3月31日）において、下記の活動のうち、少なくとも一つに参加しなければなりません。詳しくは、新規登録弁護士研修で説明があります。

①委員会活動（同一委員会に4回以上の出席）　②法律相談活動（当会所管のものに限る）　③紛争解決セン

ターの仲裁等に関する活動（当会所管のものに限る）　④国選弁護（国選付添）活動　⑤当番弁護（少年当番）活動　⑥国選被害者参加弁護士としての活動（当会所管のものに限る）　⑦法律扶助に関する活動

また，弁護士会内の一定の職務に就任している方は，会務活動に参加した者とみなされることになっており（会規第2条4項別表参照），この中には，司法研修所の教官，司法修習生の個別指導担当者，法科大学院の専任教員（含みなし専任教員，届出要）等があります。

◎　なお，当該年度中に65歳以上に達する会員，**平成23年度中に当会へ入会された会員は当年度の参加義務を免除されます。**

（2）義務免除対象者

次の場合義務が免除されます。

①満65歳以上の会員　②入会した初年度　③以下の事由による一定期間の申請義務免除者　イ、病気・出産・育児・介護これに準じる事由　ロ、留学・海外勤務・その他国内非居住　ハ、会則による会費免除者　ニ、その他相当の理由が認められる者（任期付公務員等）

会務活動制度に関する問合先：事務局 会員課 TEL 03-3581-2203

10．東京弁護士会が取得する個人情報について

●取得した会員情報の利用目的

本会が取得した弁護士（有資格者含む）、弁護士法人、外国法事務弁護士（有資格者含む）の会員情報につきましては、弁護士法、会則、会規、規則の定める事務手続、事業その他本会の会務活動全般（委員会及びそれに準する諸活動等）及びその過去の記録等の管理、当会会員に対し新入会員を紹介・周知させる目的として必要な範囲で利用します。

東京都弁護士協同組合に、「弁護士登録番号、氏名、性別、生年月日、事務所住所、事務所電話番号、事務所FAX番号、弁護士登録年月日」のデータを提供することがあります。

また、保有する会員情報は個人を特定しない状態に処理したうえで、統計として公表することがあります。東京都弁護士協同組合へのデータ提供に同意されない方は、事務局までお知らせください。

●本会は個人情報の適切な管理を行うために個人情報保護方針、個人情報保護規則を定めています。（個人情報保護方針は、URL　http://www.toben.or.jp/top/privacy.html）

●会員情報の公表

市民による弁護士へのアクセス、非弁による法律事務取扱いの禁止等の要請により、会員情報の一部項目を東弁ホームページなどで広く一般に公表します。（弁護士情報提供制度運用規則参照）

個人情報保護管理者　東京弁護士会事務局長